

鳥取縣公報

目 次

- 告 示 一頁
- 乾麵空容器販賣價格指定 一頁
- 鳥取縣商工奉仕委員規程中改正 二頁
- 保險醫指定 二頁
- 縣稅檢查返納並交付 三頁
- 國民体力管理醫選任 三頁
- 彙 報 五頁
- 女子青年國員の地區內奉仕 六頁
- 海藻報國運動 七頁
- 上半期賞與の國債支給 七頁

昭和十八年六月十八日

金曜日

告 示

昭和十八年六月十八日

告 示

◆鳥取縣告示第三百十五號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル乾麵空容器最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

種 别	規 格	單 位	販賣價格ノ者ノ最 高 販賣價格
乾 麵 空 箱	十八斤入	一 箱	〇、二三
同	九 斤 入	同	〇、一七
			〇、二三

一 本表價格ハ乾麵容器トシテ本來ノ使用ニ堪ヘルモノ、

價格トス

二 食糧營團最高販賣價格ハ製麵業者ノ工場渡最高販賣價格トス

三 食糧營團以外ノ者ノ最高販賣價格トハ食糧營團以外ノ者ガ食糧營團ニ販賣スル場合ノ價格ニシテ賣主ノ庭先渡

又ハ食糧營團ノ營業所渡價格トス

健康保険法、國民健康保險法並ニ船員保險法ニ基ク保險醫
トシテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

診療科名	診療所々在地	氏 名	指定年月日
内科、内臟外 科、耳鼻科	鳥取市吉方 七八八番地	岡垣 一	昭和十八年 六月十八日

昭和十六年六月鳥取縣告示第四百九十九號鳥取縣商工奉仕委員規程中左ノ通改正ス

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第六條第三項中「市町村長」ノ前ニ「地方事務所長」ヲ加

付セリ

本規程ハ昭和十八年六月十八日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三百一十八號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

附 則

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三百一十九號

西伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00076

區 分	番號	交納年月日	所屬廳名	職名	同	九四	昭和一八、五、二二、返納	神奈川	書記	藤原 清集
縣稅檢查章	一〇〇	昭和一八、五、二二、返納	役場	手間場村	同	一〇六	同 日 交 付	村役場	書記	藤原 清集
同	一一三	同 日 交 付	同	書記	清川 嘉治	同	一〇六	同 日 交 付	村役場	書記
同	一一三	同 日 交 付	同	書記	小林 金市	同	一〇六	同 日 交 付	村役場	書記

◆鳥取縣告示第三百一十九號

日野地方事務所管内ニ於テ縣稅檢查章ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三百二十號

國民体力法第九條ノ規定ニ基キ國民体力管理醫ヲ左ノ通選任セリ

昭和十八年六月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

區 分	番號	交納年月日	所屬廳名	職名
縣稅檢查章	一〇〇	昭和一八、五、二二、返納	役場	手間場村

同 同 原 田 德 藏 治
松 竹 江 正 民 藏 治
嶋 內 江 正 民 藏 治
宗 憲 民 藏 治

同	番號	交納年月日	所屬廳名	職名
一〇五	同 日 交 付	昭和一八、五、二二、返納	役場	手間場村
同	番號	交納年月日	所屬廳名	職名
同	山岡 新榮	同 日 交 付	役場	手間場村

00077

國民體力管理醫

同 同
法 日
橋 野
亮 正
壽 三

昭和十八年度体力検査施行二付國民体力管理醫
師 菊川益惠

昭和十八年度乳幼兒体力検査施行二付國民体力管理醫

齒斗齧而
角

角

四

8

10

三

1

昭和十八年度体力検査施行ニ付國民体力管理歯科醫師
同 宮地 甲子郎
角智香雄

00078

彙報

女子青年團員の 「地區内奉仕」

の要項を記して經營の参考とする。

各地區内に於ける奉仕内容は

- 家事奉仕 二 裁縫、洗濯、補綴、ときもの、張物、
子供の世話、看病、留守番、栄養料理の實際等
労力奉仕 二 共同炊事、共同託児、地域内の清掃、

空地利用栽培等

とし、奉仕の対象は共同炊事所、共同託児所、多子家庭、

戦争目的を完遂し大東亜共榮圏建設の使命を果す爲には一億國民一致協力、戰場精神を昂揚すると共に、國家の總力を擧げて戰力強化を圖らねばならない。女子青年團員たるものその熱と純情とを以て女性の特技を活用し、各地域

内に於ける共同炊事、共同託児所、軍人遺家族、多子家族姪産婦、働く婦人等の家庭などに奉仕して女子青年教養訓練をなし、且つ銃後活動の一体的進展を期することは極めて有意義の施設といふべきである。以下その實施について

實施に當つては單位團に於て地域内の女子青年團員の該當者名簿を作製し、他面奉仕を求める家庭の調査を行つて團に於て斡旋奉仕せしめるのであつて、團員の調査に當つては各奉仕種目につき各人の特技とする奉仕項目、一日の

奉仕可能時間（何時より何時まで何時間）、奉仕可能曜日（何曜日何時より何時まで）、一年を通じて奉仕可能なる月（何月より何月まで約何日）、自宅よりの奉仕可能距離、其他の希望等を調査し、奉仕を求める家庭の調査については

軍人遺家族、多子家族、妊娠婦家庭、働く婦人家族、病氣ある家族等につき、家族狀況、居宅狀況、奉仕の希望事項奉仕希望時間等を調査して適者を適所に配置するのである。

尙上位團に於ても役員、教育關係者、婦人會、有識者等の協議會を開き、或は奉仕團員の體驗發表其の他研究調査を行つて奉仕の圓滑を期することが必要である。

（教學課）

海藻報國運動

六月一八月まで三ヶ月

ても六月一日より八月三十一日に至る三ヶ月間を實施期として「海藻報國運動」を開催し、漁村民一致の國家奉仕的實施によりこの重要資源確保に邁進することとなつた。實施主体は各單位漁業組合で、之に各市町村に於ける翼賛壯年團、婦人會、青年學校、國民學校高等科、青少年團が全面的協力活動することとしてゐる。

採取に關しては縣は各單位漁業組合別に本年度採取割當數量を決定し、漁業組合は右割當數量に基いて地區内各協力團体と採取に關する打合せを行ひ、漁業組合員及び協力團體員の採取海面或は採取業務の分擔等を決定し、海面の狀況をよく知つてゐる漁業組合員が指導して、危險防止についても充分の留意をすることになつてゐる。

加里原藻とはアラメ、カジメ、クロメ、ホンダワラ其の他の褐藻類であるが、これが採取については縣水產課、教學課、水產試驗場、縣水產會、縣漁業組合聯合會が、それぐの立場に於て指導督勵に當ることになつてゐて、採取した原藻は水分二五%以下に乾燥してこれを漁業組合に集荷し、縣水產課又は縣漁業組合聯合會の指導によつて灰化

漁村民の全面的協力に依り 加里原藻を急速大量に採取

塩化加里は戰時下重要軍需資材として爆薬の製造に缺くべからざるものであるが、又航空機用として各種合金處理剤として、或は光學硝子用にマツチの製造に、その他種々の方面に使用せられて近時その需要は頓に増大してゐる。然るにこの塩化加里は今次大戰までは殆ど全部をドイツから輸入してゐたもので、從つて大戰勃發後、殊に大東亞戰爭以後に於ては其の供給は全く杜絶するに至り、作戦遂行の上にも重大な支障を招く虞があるので、之が國內生産の增强は眞に國家的緊急事となつてゐるのである。

而して我が國內に於ける加里資材の供給源は一に海藻加里の增産に依る外ない現況にある爲、今回漁村民の全面的協力によりこの加里原藻の急速且つ大量なる採取をなし、以て塩化加里製造を促進することとなつたので、半縣に於

し、縣流聯に連絡の上指定處理工場に送荷すべくであつて採取原藻は一日毎に漁業組合で組合員及び協力團體毎の採取數量を記録し、六月末日及び八月末日を以て集計して之を各翌月五日までに縣に報告するのである。

尙六月八日の大詔奉戴日には漁村民は所謂「一日戰死」を實行し、當日午前九時より一齊に原藻採取に從事した。

上半年賞與の國債支給

舉つて銃後國民の責務遂行へ……

國民貯蓄の增强を圖る爲、昭和十三年以來引續き賞與の國債支給の實行を求め多大の効果を收めてゐるが、本年上期の賞與支給に當つても更に之が普及徹底を圖つて銃後國民の重大責務達成に邁進することとなつた。

賞與中より支給すべき證券は、郵便貯金切手（別名彈丸切手）、特別報國債券（別名豆債券）では支給せず、國債、戰時貯蓄債券、戰時報國債券を用ひこれが支給の實施に當つては官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場其の他

00081

各種團体は本廳又は本社等で一括購入することなく、夫々右官公署等の所在地の郵便局又は金融機關より購入し、其の市町村に於ける貯蓄目標額の達成に協力することゝなつて居り支給證券は換價防止の爲無料保管等の措置を講ずることゝし、支給状況は夫々の機關を通じて縣地方課に報告することになつて居る。

國債、債券の各人別支給標準は次の通りである

賞與額(期末手當 臨時給與ヲ含ム)	國債債券支給標準	扶養家族アルモノ	賞與額ノ 一五%以上	扶養家族ナキモノ	賞與額ノ 三〇%以上
一〇〇圓以下	同	同	二〇〇圓以下	同	二〇〇圓以下
二〇〇圓以下	同	同	五〇〇圓以下	同	三五%以上
五〇〇圓以下	同	同	一、〇〇〇圓以下	同	四〇%以上
一、〇〇〇圓以下	同	同	一、〇〇〇圓ヲ超 ヨルモノ	同	四五%以上
一、〇〇〇圓ヲ超 ヨルモノ	同	同	三五%以上	同	五〇%以上

右の支給標準は最低標準を示したもので、成るべく標準率以上の支給を行ふやうに努め、支給率によつて算出した金額に圓未満の端數を生じた場合は其の端數は切上げ、又その適用に當つては賞與受給者の家庭の事情、_看該賞與以

外の收入及び左の諸點を勘案し不合理と認めない限り必ず支給標準率以上を勵行すること

- 自己所有家屋より通勤する者、扶養家族のない者で父兄等より扶養を受ける者等に對しては、實情によりめ學資の仕送りを爲し居る者等に對しては、實情により右標準の五割以内の減率を用ふるも妨げないこと
- 五人以上の扶養家族を有する者、長期に亘り介護を要すべき病者又は不具廢疾者を有する者、子弟を遊學せしめ學資の仕送りを爲し居る者等に對しては、實情により右標準の五割以内の減率を用ふるも妨げないこと
- 賞與の一部を以て生命保険料の拂込を爲す者（當該生命保険料の拂込を他種の國民貯蓄組合の貯蓄として實行する者を除く）、又は負債の償還を爲さうとする者に對しては、賞與額の中から拂込金相當額又は償還金相當額を控除した金額を基本として右支給標準の適用を爲すも妨げないこと

尙右により職域に於て國債、債券を支給されたものも隣保班に於ても國債債券の購入は行ふべきものであるから誤解のないやうにされたい。

（地課）

發行者 烏取市 東町
島取縣烏取市吉方町
印刷所(西島19) 前田印刷所

昭和十八年六月十八日印製
昭和十八年六月十八日發行